

令和6年度第1回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会議事録

開催日時	令和6年6月27日(木)	14時00分～16時00分
開催場所	半田市役所4階 庁議室	
会議次第	<p>1. 自己紹介</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について</p> <p>① 報告事項 令和5年度高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について 令和5年度障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について</p> <p>② 協議事項 令和6年度活動計画について</p> <p>(2) 障がい者差別に関する協議について</p> <p>① 報告事項 令和5年度障がい者差別に関する相談について</p> <p>② 協議事項 令和6年度障がい者差別に関する活動計画について</p>	
出席委員 (欠席委員)	<p>新美 親紀、栗田 友紀、岡崎 将司、佐々木 栄治、二宮 琴子、松永 健嗣、山崎 千佳、白木 将太、今井 友乃、杉江 徳長、竹部 益世</p> <p>(伊藤 大介)</p> <p>※委員名簿順(敬称略)</p>	
事務局	<p>高齢介護課：沢田、茶谷、田中、岩本、吉川</p> <p>地域福祉課：山本、村上、岡田、天野、中村</p> <p>半田市包括支援センター：山本</p> <p>半田市障がい者相談支援センター：加藤</p>	

議 事 録

○事務局あいさつ

(事務局) 定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会を開会します。

本日は、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、高齢介護課長・沢田と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の資料について確認いたします。本日の資料は事前に送付いたしました。お忘れになった方は、事務局にお申し付けください。また、送付した資料に一部誤りがございましたので、机上に差し替えの資料を置かせていただきました。大変申し訳ございませんでした。

次に委員の変更についてご報告します。委員の任期は2年間で、今年度は2年目となりますが、団体からご推薦いただいております3名の委員に変更がありました。新委員は新美委員、松永委員、山崎委員でございます。

新委員の委嘱状につきましては、時間の都合上、机上に置かせていただきました。これをもって委嘱状交付に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、新委員の任期は、前任者の残任期間となる令和7年3月31日までの1年間となります。

それでは、新しい委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。委員名簿の上から順にお願いします。

1. 自己紹介

※新委員に続き、事務局も人事異動に伴う異動者のみ自己紹介

2. 会長あいさつ

(会長) 成年後見で4市5町を担当させていただいていますが、株式会社めぐみが運営しているグループホームに関する食費を多く取ったり虚偽の人員報告をしたりといった問題が、私たちの中でとても話題になっています。関係施設に知多市と東海市の方が5、6人ほどお世話になっており、どうなるのか不安を抱いていますが本人たちの居場所は失わないと報告を受けております。このような外の施設に行くのは、地域にいられない状況になってしまい住まいを求める方がほとんどです。半田ではそういったことは聞いていませんが、対応に困った際に市外に出す市があることはこちらでも把握しています。障がいのある方が地域で長く暮らすにはどうすれば良いか常に考えていくことが大切です。

半田でそのようなことが起きていないのは、早くからこのような会議をしっかりと行っているからだと思います。1番最初に、他の市では虐待に関する問題が出てこないにも関わらず半田ではとても多かったのを覚えています。意識が高まれば当然問題は見つかるので、出てこないというのは気付いてないということだと思います。支援が大変な方を集団で見るとするのは、支援者側の都合なのでそこところは気を付けて感度を高めていただければと思います。

本日も1日よろしくお願いいたします。

3. 議事

(1) 高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について

① 報告事項

・令和5年度高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について

事務局から説明（資料1）

（委員） 前回の協議会の際の報告時と重複している部分がありますが、追加で報告のあった3か月間の中で何か特徴的な事案があれば教えていただきたい。

協議会を行っている時期の都合上、重複した報告になってしまうのは仕方がないと思いますが、前回から何件増えたかなどの報告があるとよいと思います。

（事務局） 3月に虐待認定をした事案で特徴的なものがありました。母親と息子2人暮らしの家庭において、デイサービス入浴時に母親の全身にアザがあるのを発見し虐待が発覚しました。息子の介護技術不足によりできてしまったアザではありましたが、虐待と認定し分離はせず一時的にショートステイに契約入所しました。

介護技術の向上のために、施設の方から介護技術を学ぶように助言をしたり、ヘルパーさんから直接息子さんの方へ介護指導を行ってもらうなどの対策をとり、現在は問題なく介護をしており一緒に暮らしています。

（委員） 一番苦勞するのはどのようなケースですか。

（事務局） 養護者の方が、虐待と認識していない場合に、自分が行っていることが虐待だと理解してもらい、2度と同じことが起きないように指導を行うことがとても難しく苦勞しています。

（委員） 分離をして措置したのは、どのようなケースか教えていただきたいです。また、経済的虐待がどのような経緯で相談があるのかについてもお聞きしたいです。

（事務局） 1つ目の措置をしたケースですが、同居夫婦の奥さんに嫉妬妄想があり、夫に別の女性がいるのではないかといった言動が毎日続いたことで、限界に達してしまい手が出てしまったそうです。顔面や体にアザができるほどの暴力だったため、緊急で保護し措置となりました。

経済的虐待については、仕事をやめ母親の年金目的で市外から帰ってきた息子がキャッシュカードを管理しお金を使いこんでしまい、被虐待者からケアマネに相談があったことで発覚したケースがありました。通帳には数百円しか残っていなかったためフードバンクなどを活用し凌ぎました。

現在息子は就労支援を受け市外で働いています。母親の金銭管理については、社会福祉協議会が行っており守られている状態です。

（委員） 虐待が29件ある中で措置件数は少ないように思いました。また、経済的虐待は詳しく調査していくともっと沢山出てくると思ったので聞かせていただきました。

（会長） 経済的虐待は、本人も言い出すことができず、表面化しづらい問題だと思います。

・令和5年度障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について

事務局から説明（資料2）

（委員） 先ほどの高齢者に関する報告と同様に、前回の協議会と重複している部

分があるので追加で報告のあった3か月間の中で何か特徴的な事案があれば教えていただきたい。

(事務局) この3か月間で8件の報告がありました。その中で警察から報告があったものが3件です。夫婦間のトラブルで報告があった事例については、夫婦喧嘩であっても手を出した時点で虐待と判断しました。また、このケースは互いにやられたらやり返すといったものだったため2件の虐待としてカウントしています。

(委員) 夫婦間における虐待などが多くあるようですが、夫婦関係を解消したいといった要望があった場合についてはどのようなサポートを行っていますか。

(事務局) 片方が離婚に応じないような場合は、弁護士に相談を行うことがあります。住宅などの相談後には、経済的に独立できない不安が一番大きいためそこに関しても関係機関につなげるようアプローチを行っています。

(委員) 6ページ4番の身体虐待に関する事例について、もう少し詳しくお聞きしたいです。

(事務局) この件は半田市ではなく、市外の事業所の話です。B型事業所で作業を行ったのち隣接したグループホームで利用者の方が休憩をしているのですが、休憩中に職員がとある利用者に対して作業を手伝ってほしいと頼んだところ、それを見ていた方がなぜ自分に頼まないのかと怒りだし、気性の荒い方だったため怖さを感じ地面に敷いてある布団に押し倒したというものです。

(委員) パニックのある方がそのような行動をすることはよくあるので、周りの方に影響を及ぼさないよう押さえることはあるのですが、虐待として認定するのでしょうか。

(事務局) 今回は実際に映像で確認もしており、暴力的だったと判断し認定しました。他の利用者の方々を守るための対応といった点で線引きが難しく我々も悩むところではありますが、今回は事業所に対し指導を行いました。

(事務局) このようなケースは虐待の研修の中でも取り上げられることが多いです。職員自身や他の利用者の方々の身を守ることが当然必要です。暴れてしまう可能性がある方については、個別支援計画の中で緊急時には身体を制止するなど記載しておくことで必要な対応として認められます。

(委員) 今回は、突発的に起こったものだったため指導を行ったということで良いですか。

(事務局) 私たちから、職員が行ったことに対しダメだと指導することはありません。あくまで、職員の方々が利用者を守るためにとっさに行動しなければならない状況を作っている事業所に対し対策をするよう指導を行います。

(会長) 障がい者虐待が起きた際には、原因を探すことが必要です。また虐待と判断するかどうかの線引きがとても難しいので慎重に判断していくことが大切だと思います。

(委員) 今回の事例にはないですが教えていただきたいです。ベッドで寝たきりで生活している方が落ちるのを防ぐため、本人が柵の設置を希望しているが、支援者の方が身体的拘束による虐待になってしまうのではないかと心配をしているので何が身体拘束にあたるのかを周知して

いただきたいです。

(事務局) 後ほど活動計画の資料3の中でも説明させていただきますが、事業者向けの虐待防止研修会の中で福祉サービス事業所の職員の方に向けて身体拘束についての周知を行わせていただきます。

(委員) 施設虐待があった際に、施設の中に虐待防止委員会があったのか。設置されていた場合は、その委員会と一緒に動くことがあるのかを教えてください。

(事務局) 事業所に対してアンケートを取った際、どこの事業所も設置しているとの回答でした。委員会の方と一緒に調査に入ったことは一度もないです。

(委員) これは、高齢者虐待も一緒ですか。

(事務局) 令和6年4月から施設に虐待防止委員会の設置を義務づけられています。一緒に調査をしたことは一度もありません。

(委員) 再発防止のためにも委員会を上手に活用できると良いと思うので、今後そういった事例があれば教えてください。

② 協議事項

・令和6年度活動計画について

事務局から説明(資料3)

(会長) 高齢者障害者虐待防止講演会について家族介護を行っている一般市民の方々に聞いていただくためには、どこに配布をすれば広く目に留まるのか何か良い案はないでしょうか。

(委員) 弁護士会で行事を行う際にはスーパーマーケットなどに配布しています。日常生活の身近な場で周知することで、必要な方に周知できるのではないのでしょうか。

(会長) ちなみにどこで開催しますか。

(事務局) 瀧上工業雁宿ホールの2階で行います。

(委員) 駅はどうでしょうか。スーパーよりも幅広く様々な方が利用するので良いかと思います。

(委員) 公共の場だけだと、同じような人の目にしか留まらないと思うのでチラシを貼ってもらうハードルは高いですが、お店などに貼ってもらえると良いと思います。

(3) 障がい者差別に関する協議について

① 報告事項

・令和5年度障がい者差別に関する相談について

事務局から説明(資料4)

(会長) 学童保育は市が委託をしているのですよね。その中で障がい者の方を受け入れることになっているのですか。

(事務局) 子ども育成課が委託をしています。大前提として障がい者の方も分け隔てなく受け入れることになっています。

(会長) 大前提にもかかわらず断られるということですか。

(事務局) 低慣性外胚葉形成不全症の方に関しては、障がいを理由に断ったということではなくお子様の安全が確保できないと判断し断ったと聞いております。

- (会 長) 何かあった際には、預けられないというのが半田市の現状ですか。
- (事務局) 実情としてそういうそういったことが生じておりますので、少しでも経営体制を整えるべく令和6年度から専門アドバイザーの訪問事業を開始して、こういったことが起こらないよう体制を整えているところであります。
- (委 員) 生まれてこの方、半田で過ごしているならば病気があることは早くから分かっているはずなので前もって対策が取られているべきだと思います。
- (事務局) 医療的ケアの支援が必要な方については、生まれてすぐそのことが分かった時点で子育て相談課が状況等の把握と継続的な支援を行っております。ただ今回のこの疾病の方は、県外から転入してこられた方で、対応が間に合っておりません。
- (委 員) 半田市で発達障害の子を預かってもらえる学童はあるのですか。
- (事務局) 地域の学校に行っているお子さんであれば預かってもらえる学童は沢山あります。一方で受け入れが難しい学童があるといった現状ですので、そちらにも受け入れてもらえるよう技術を伝えていくことを今年から始めております。
- 放課後支援としては障がいのある子が療育として通う放課後デイサービスというものも別途あります。ただ、夏休み中は放課後デイサービスの時間が短いなど、親御さんの就労すべてに対応しているわけではないので、そういった意味では学童の協力も必要です。
- (委 員) 前向きに発達障害の子を受け入れてくれるところは、半田市にあるのでしょうか。
- (事務局) 事業所名は、この場でお伝え出来ませんが、ほとんどの事業所は3～6名の発達障害のお子さんを受け入れている現状です。
- (委 員) 学童と放課後デイサービスの同日併用を行うことは可能でしょうか。
- (事務局) 厚生労働省の指針の中で、通常のお子さんが行くようなところにも行けるようにしながら、必要な療育についても同時並行で実施することができるように示されています。ただ、アドバイザーとして様々な市を回りましたができていない市があることも現状です。

② 協議事項

- ・令和6年度障がい者差別に関する活動計画について

事務局から説明（資料7）

- (委 員) 保育園等の障がい理解イベントについて、今までは社協が福祉教育として小学校を中心に行っていましたが、小さな頃から障がい者と関わることができるとても良い取り組みだと思います。

また、以前市内を車いすで移動していた際に小学生の子が手伝いましょうかと声をかけてくれて障害を持っている自分たちも外出することが大切だと思いました。

- (会 長) その通りだと思います。貴重なご意見ありがとうございます。
- (委 員) 虐待防止連絡協議会の内容に子供は含まれないと聞いていたのですが、差別防止法に関しては、子供の分野も含まれるという認識で良いですか。
- (事務局) 含まれています。
- (委 員) 教育の関係なので含まれないという認識でいたのですが、差別解消法の

部分は子供も一緒という認識ですね。わかりました。活動計画の中でずっと気になっているのが子供分野の話がもっと入ってきて良いのかなというところでは。以前も福祉教育をもっと率先して行えないかという話になった際に、教育の分野だから難しいとの返答でしたが、差別解消法に関して教員や学童を巻き込んで、子どもが育っていく過程の中でその分野に触れて大人になっていくことが必要なのかなと思います。

もう一つ、この差別解消法の中で当事者の方々の権利意識の改善も必要だと思います。福祉サービス事業者に対して、本人やご家族から当事者のわがままな意見や無理難題をぶつけられることがよくあります。差別解消法ができたから自分のためにどうにかしろといった個人的な意見を言う方も一定数いるので、正しい理解を当事者にしてもらおう取り組みも必要となってくるのではないかと考えています。

子ども関係と当事者に関する取り組みについて一度ご検討いただければと思います。

(事務局) 貴重なご意見ありがとうございます。

当事者に関する対応について、今実際に継続支援 B 型事業所で訪問研修を行っているのですが、そちらでは差別や虐待に関する理解をしていただくための研修となっているので、いただいた意見を伝えていけるように練っていきたいと思います。

(会長) 本日全体を通して何かご意見はありませんか。

(委員) 日頃、警察の活動等にご協力いただきましてありがとうございます。警察としては、虐待事案を認知した際に市へ情報共有を行い、対応または生活の改善等を行っていただければと思っているのですが、分離しなければいけない場合に一時的に保護できるような施設はあるのでしょうか。

(事務局) DV の対応として、市内ではないですがシェルターがありそこから独立していくというケースもありますし、身体に傷を負ってしまうような虐待がある場合は、措置として施設を探します。ただ、見つからないこともあります。

(委員) DV 等の問題で行き場所を探すことが多々あるので今後ご相談させていただくこともあるかと思い確認させていただきました。引き続きよろしく願いいたします。

(委員) 低慣性外胚葉形成不全症は小児慢性特定疾患と呼ばれる子どもの難病です。今は、対象疾患がものすごく増えていて、私も保健師になって長いですが一度も対応したことの無い病気もあります。保健所は、小児慢性特定疾患のお子さん達の医療給付の申請窓口になっております。年に 1 回申請期間を設けて申請に来た親御さんと保健師が面接をさせていただき、現状の確認や困りごとはないかなどを聞き必要時の継続支援に繋ぐといった動きをしていますので、保健所のほうでも会議の中でこのような話があったということをご共有させていただきます。

(委員) 先ほども話がありましたが、私もこの会議に参加する際に高齢者虐待ということでなぜ子どもが含まれていないのだろうと思っていました。今後、子どもの虐待も含めて検討していただけると嬉しいです。

(事務局) 児童虐待に関しては、こちらの会議とは別に協議会がありますのでこちらで行っています。ただ、差別解消法については、子どもの部門がありませんのでこちらの協議会で一緒に行っていきます。

(会 長) 本日の議事はすべて終了しました。ありがとうございました。最後に事務連絡をお願いいたします。

(事務局) 次回の会議日程ですが令和7年1月30日の午後2時からこちらの庁議室で開催いたします。

皆様から頂いた貴重なご意見につきましては、今後の対応に活かしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

(以上)